

令和8年度亀岡市支えあいまちづくり協働支援金 募集概要案

募集日程

事前相談(必須) 4月1日(火水)~ 4月30日(水木)まで↓

相談窓口:かめおか市民活動推進センター(事業内容・申請書の書き方など)↓

〒621-0806 亀岡市余部町宝久保1-1 ガレリアかめおか3階(午前9時~午後5時 ※4月24日(木)除く)↓
電話:0771-29-2703 メール:office@ksksc.org↓

事前にご連絡のうえご相談をお願いします。申請を迷われている段階でも事業や書類作成についてのご相談や作成途中の申請書の確認も可能ですので早い段階でご相談ください。書類提出期限:5月+615日(金)必着↓

制度変更箇所

補助金額・補助率・補助回数↓

- ・補助金額 上限15万円↓
- ・補助率 活用1年目初回申請団体は①または②を選択してください。活用2年回目以降は②のみです。↓
 ①対象経費の10/10(他の補助金との併用不可※減額交付の場合はこの限りでない)↓
 ②対象経費の 3/4↓
 ※交付額は1,000円未満切捨てとなります。↓
 ※亀岡市が支出する補助金等との重複は認められません。↓
- ・補助回数 最大3年間活用が可能です。※ただし設立後3年目まで。↓

2 この支援金の対象となる事業

対象となる事業↓

下記の全てを満たす事業が対象になります。↓

- ・● 亀岡市の地域の課題や困りごとの解決につながる事業↓
- ・● 亀岡市内で交付決定後から令和8-2027年3月31日までの間に実施する事業↓
 ※交付決定日までに事業に着手する必要がある場合は、事前着手届をご提出ください。↓
 ※事前着手の対象期間は令和7-2026年4月1日以降となります。↓
- ・● 事業の告知や活動内容・成果を広く発信する事業↓
- ・● 原則、3年以上継続予定の事業が望ましい↓
- ・● 申請団体が運営責任をもち、実施する事業 ↓

過去の活用事例 妊婦を対象にした出産に関する勉強会の開催、耕作放棄地を活用したイベントの実施、亀岡への移住を促すための相談会の実施など↓